

申請に対する処分個別票

| | |
|--------------------------|---|
| 所管局部課 (担当)名 (電話番号) | 経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870) |
| 処分課(担当)名 | スポーツパーク八幡屋活性化グループ、大阪スポーツパートナーズ、(公財)フィットネス21事業団、大阪クリーン工房・SSK・KSC共同事業体、オージススポーツ・イオンディライト・パティネレジャー共同事業体、淀川OGAE共同事業体、明治スポーツ・セントラルスポーツグループ、(株)ティップネス、新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体、鶴見緑地スマイルパートナーズ、長居わくわくプロジェクトチーム(指定管理者) |
| 処分の名称 | 大阪市立プールの使用許可 |
| 概要 | 大阪市立プール条例(昭和49年4月1日大阪市条例第41号)に記載されている市内にあるプールを使用する場合に許可を受けなければなりません。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 大阪市立プール条例(昭和49年4月1日大阪市条例第41号)第4条及び第5条 (URL: http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) |
| 審査基準 | <p>◎申請者及び利用者が次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1)公安又は風俗を害するおそれのないこと</p> <p>○「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刀剣、銃器、劇薬物等の危険物を持ち込む場合 ・麻薬、覚せい剤等を持ち込む場合 ・公然とわいせつな行為を行う場合 ・その他公安又は風俗を害するおそれがあると認められる場合 <p>(2)使用者の安全を害するおそれのないこと</p> <p>○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年者の同伴のない小学生4年生以下の子ども(成年者1名につき小学生4年生以下の方3名まで入場できます) ・酒気を帯びている者 ・医師等から遊泳を禁じられている者(感染症疾患などの疑いがある者) ・その他使用者の安全を害するおそれがあると認められる場合 <p>(3)他の使用者に迷惑をおよぼすおそれがないこと</p> <p>○迷惑とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させることいいます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の入場者の遊泳を妨げるような行為をする場合 ・その他、他の使用者に迷惑をおよぼす恐れがあると認められる場合 <p>(4)建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと</p> <p>○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用できない状態にすることも含みます。</p> <p>(5)管理上の支障がないこと</p> <p>○「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持、補修、使用者間の利用調整など、施設の管理上の支障をいいます。</p> <p>○以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員を超過することが予想され、消防上危険な場合 ・入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・プールの衛生管理上不適切であると考えられる場合 ・その他、管理上支障がある場合 <p>(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益とならないこと</p> <p>(7)その他不相当と認める事由がないこと</p> <p>上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設実情に応じて不相当とされる場合があります。</p> |
| 標準処理期間 | 即日 |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 各施設事務所 |
| 提出時期 | 当日 |
| 提出方法 | 各施設の事務所において、利用券を購入していただきます。 |
| 手数料 | 各施設及び利用者において、異なるため下記ホームページをご覧ください。 |
| 相談窓口 | 各施設事務所 |
| ホームページ | https://www.opas.jp/osakashi/ |
| 備考 | |